

一般社団法人島本町シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人島本町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。
- (3) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めるこ

と。

(守秘義務)

第7条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、「機密事項」とは、発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第3章 配分金

(支払いの原則)

第8条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として会員との合意によって、金融機関に振り込む方法をもって支払うものとする。

(支払日の原則)

第9条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回25日に支払うものとする。ただし、この支払日が日曜日、休日、又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

(社会的相当配分の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し社会的に相当な内容のものとする。

第4章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第11条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、または急病が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センターまたは発注者に連絡など応急の措置をとるようにすること。

第5章 傷害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者または共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第6章 損害保険

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

第7章 雜則

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

一般社団法人島本町シルバー人材センター就業基準（内規）

（目的）

第1条 この基準は、一般社団法人島本町シルバー人材センター（以下「センター」という）の会員就業規約を補完し、会員に対し適正かつ公平な就業機会を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（就業承諾書の提出）

第2条 入会する者は、「就業承諾書」をセンターへ提出しなければならない。

（就業内容確認書による合意）

第3条 センターは引き受けた仕事を会員に提供する場合、「就業内容確認書」で就業内容を明示し、会員の合意を得るものとする。ただし、単発の就業については、「就業内容確認書」を省略することができる。

（会員登録・更新に関する届出書の提出）

第4条 会員は、次年度開始の1か月前までに、就業並びに、健康状態について「会員登録・更新に関する届出書」を記入しセンターに提出しなければならない。

（就業期間）

第5条 就業期間は次のとおりとする。

- (1) 単発の仕事については、就業開始から終了までの期間とする。
- (2) 繼続の就業については、同一就業場所における期間は、原則1年とする。ただし、発注者が契約更新時、就業成績が優良と評価し、かつ、その会員が引き続き就業を希望する場合、就業期間は原則3年を限度に、1年ごと更新することができる。

（就業の中止）

第6条 センターは、会員の健康状態や就業状況を、この基準並びに「自己申告書」、「会員就業規約」、「安全就業基準」などの諸規定に照らし、業務遂行上、適正を欠くと判断した場合や、発注者から契約解除の通知があった場合は、就業期間に関わらず就業を中止させることができる。

2 前項の決定については、安全就業部会に諮り、理事会の承認を得て行うものとする。ただし、センターは、発注者から会員の就業中止を早急に求められた場合、発注者の意向を尊重し、安全就業部会の諮問及び理事会承認を省略し、処理することができる。その場合、速やかに安全就業部会及び理事会に報告し、それをもって承認したものとみなす。

（就業の継続）

第7条 前条第1項の規定に該当しない場合は、就業期間を更新し、就業継続を行うことができる。

2 センターは、その該当する会員に対して、就業の継続を通知するものとする。

（任意の就業の中止）

第8条 会員が自らの意思で就業を中止する場合は、原則として後任者が就業につくまで

継続するものとし、緊急を要する場合は、センターの指示に従い業務に支障のないように配慮しなければならない。

(就業時間)

第9条 就業時間は1週間20時間、1か月原則80時間程度とする。

(年齢制限)

第10条 年齢制限については、原則として実施しない。ただし、業務内容によっては、年齢制限を設けることができる。

第11条 センターは、会員の公平な就業機会の確保を図るため、会員の積極的な協力を得る中でローテーション就業やワークシェアリングに努めなければならない。

(複数就業の制限)

第12条 会員が継続して就業する場合は、1人について1就業以内とする。ただし、単発の就業については適用しないものとする。

(危険・有害な作業の制限)

第13条 会員は就業現場で、危険・有害な作業に従事しないようにするとともに、高齢者にふさわしくないと判断される作業については、センターに報告して、その指示を受けなければだない。

(就業期間適用除外者)

第14条 就業会員が次の各号に該当する場合は、この基準で定める就業期間の適用を除外することができる。

- (1) 特殊な技術、技能、資格、経験などが特に必要で、交替できる会員の人選が困難な場合。
- (2) 特に個人のプライバシーに関わる就業につく場合
- (3) 特に季節性のある就業につく場合
- (4) 発注者が特にその会員を指名する場合
- (5) 全各号に定めるもののほか、理事会でこの基準の適用を除外することが適当であると認めた場合

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年7月24日から施行する。